

9. 子どもへの安全指導

① 防犯標語

規準 42a 子どもが自分自身で身を守るための方法を指導できる。

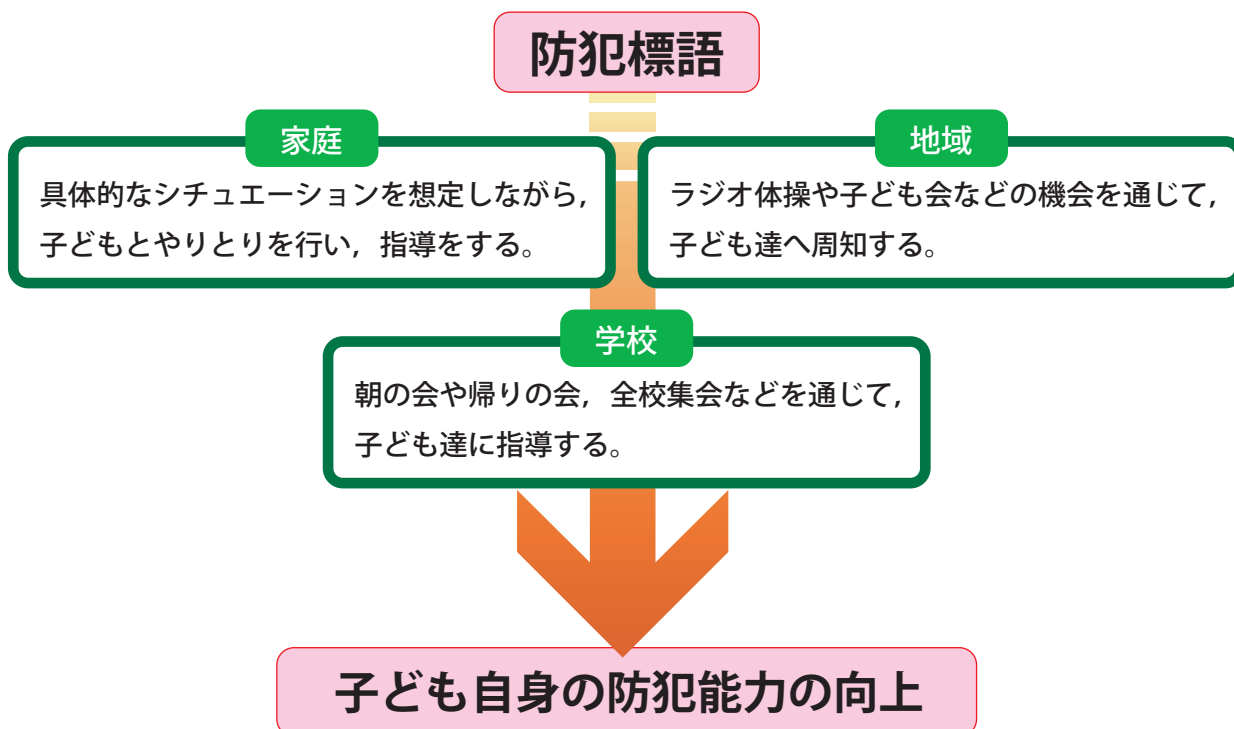
ねらい: □□ 42a① 地域に適した子ども向け防犯標語などを子どもたちに説明できる。

「いかのおすし」に代表される防犯標語は、犯罪に巻き込まれないための注意事項や不審な声かけからの対処方法を、子どもになじみやすい形でまとめたものです。子どもが標語を覚えることにより、子ども自身に「自分のことは自分で守る」ということを認識させ、防犯意識を高めることが目的にあります。また、繰り返し言葉にすることで、万が一の状況に遭遇した際に、何をすべきか、どうすれば逃げることができるか、思い出させることが期待できます。

標語は単に覚えるのではなく、具体的なシチュエーションを思い浮かべながら、イメージトレーニングすることで防犯効果の高い指導ができます。例えば「いかのおすし」の場合、「い」は「ついていけない」、「どんな時?→下校時」に、「どんな場所で?→通学路」で、「誰に?→知らないおじさん」になど、日常の行動の中に当てはめながら覚えます。

他にも、「つみきおに」や留守番の注意点をまとめた「いいゆだな」などの標語があります。こうした標語は、子どもたちが集まる場（集会、ラジオ体操、子ども会など）で、地域から紹介したり、学校で朝の会や帰りの会、全校集会などを通じて子どもたちに指導します。また各家庭でも、必要となる場面を親子で考えながら子どもに指導をします。

防犯標語の指導と評価の例



地域や学校で子どもへの防犯教育を推進する際は、地域の実情にあったオリジナルの安全標語を作成するのもよい方法といえます。標語を地域住民や子ども達から募れば、より身近なものとなり、安全への意識を高めることにつながります。



代表的な防犯標語

【いかのおすし】

- **い** ついて**い**かない（知らない人についていかない）。
- **の** **の**らない（知らない人の車に乗らない）。
- **お** おおきな声で呼ぶ（怖いと思ったら、たすけて！ と勇気を出してさけぶ）。
- **す** **す**ぐ逃げる（危険を感じたら、すぐに逃げる）。
- **し** **し**らせる（何かあったり、怖い思いしたらすぐ知らせる）。

【つみきおに】

- **つ** ついていかない（知らない人についていかない）。
- **み** **み**んなといっしょ（一人であそばない、みんなといつもいっしょ）。
- **き** **き**ちんと知らせる（出かけるとき、なにかあったときはきちんと知らせる）。
- **お** **お**おごえでたすけを呼ぶ（知らない人につれていかれそうになったら大声で助けを呼ぶ）。
- **に** **す**ぐにげる（怖いと思ったらすぐに逃げる）。

【いいゆだな】

- **い** 家の鍵を見せない（一人で留守番している事を知られないようにする）。
- **い** 家の周りをよく見る（家の周りに誰かいないか確認してから鍵をあける）。
- **ゆ** 郵便ポストを確認する（郵便物があったらとっておく、ポストにものが溜まっていると留守がちな家だと思われる）。
- **だ** 誰もいなくてもただいま（家の中に誰かいると思わせることができる）。
- **な** なかに入ってすぐ戸締り（玄関のカギ、チェーンだけでなく、窓の鍵等も確認をする）。



オリジナル防犯標語の例（京都の方言を使った防犯標語）

【おこしやす】

- **おこ** 大声を出す。
- **し** 知らない人について行かない。
- **や** 約束を守る。
- **す** すぐ逃げる。

地域に関連する言葉を使って独自の防犯標語を作るとよいでしょう。

参考ホームページ

静岡県警（5つのやくそく）：<http://www.police-ch.jp/video/13/000408.php>（ボリスチャンネル）

奈良県警（いかのおすし一人前）：<http://www.police-ch.jp/video/13/002307.php>（ボリスチャンネル）

石川県警（ひよこの3つのおねがい）：<http://www.police-ch.jp/video/13/003608.php>（ボリスチャンネル）

②声かけへの対応

規準 42a 子どもが自分自身で身を守るための方法を指導できる。

ねらい：□□ 42a③ 子どもが声かけにあった時の対応について指導できる。

子どもを狙う犯罪者は、知り合いのふり、いい人のふり、困っているふりをして、子どもの不安な気持ち、興味、親切心、欲求を煽ります。また、犯罪が起こりやすい場所で、以下のように話しかけてくる「知らない人」に警戒する、と指導することも大切です。

①子どもを動揺させる

「お父さんが事故に遭った。」「お母さんが病院に運ばれた。」など、子どもを動揺させるような声かけをし、車に乗ったり、付いて来るように言われる。

- ➔ 家族が事故に巻き込まれた場合は、学校、警察、町内会から連絡があることを子どもに伝えます。また、このように声をかけられた場合、いちばん近くの信頼のおける大人がいる場所（子ども 110 番の家など）へ行き、自宅か学校に電話してもらうようにします。



②知り合いのふりをする

「お母さんに頼まれて迎えに来た。」「以前、会ったことがある。」「お父さんの会社の人」など、保護者の知り合いのふりをして声かけし、一緒に来るように言われる。

- ➔ 見ず知らずの人物が、知り合いだと言って声をかけてきた場合は取り合わず、「お母さんに確認をします。」などと言ってその場を離れるように指導します。



③子どもの親切心をおおる

「駅がどっちか教えてくれる?」「足が痛いんだ、そこの病院まで一緒にきてくれない?」「荷物が重いんだ、一緒に持ってくれる?」「飼っている猫がいなくなったんだ、一緒に探してくれない?」など、子どもの親切心を煽る言葉を使ってくる。

- ➔ 子どもには、大人の役に立ちたい、他人の役に立ちたいという気持ちがあり、困っている人は助けたいと思ってしまうことが多くあります。困っている人がいたときは、大人を呼びに行くように、子どもに指導します。



④子どもの興味を引く

「新しいゲームが家にあるからおいでよ。」「かわいい子犬があっちにいたよ、一緒に見に行こう。」「あっちの公園で一緒にサッカーをしよう。」など、子どもの興味を引く言葉で誘ってくる。

- ➔ どんな誘われ方をしても、「知らない人の誘いには、決してついて行かない。」「何もしゃべ

らずに、とにかく逃げるように。」と子どもに教えます。

また、「おかしいな」と感じる声かけは親に報告するよう指導し、子どもの報告が、地域の安全に役に立つということを伝えます。

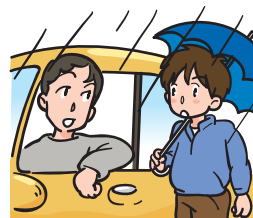


⑤親切な人のフリをする

「雨がひどいから車に乗りなよ。」「暗くなってきたから家まで送るよ。」「けがをしているね、家で手当してあげるよ。」など、親切そうな言葉を知らない人からかけられる。

- ➔ 知らない人からの声かけに限らず、基本的に、知人であっても、事前に保護者が知らない場合は、ついていってはいけない、車には乗ってはいけない、と指導します。

また、保護者同士・ご近所で方針を決め、共通理解を図ることが有効です。約束をしていない近所の人などに誘われたら、「お母さんがここに迎えに来るので、大丈夫です。」などと伝え、断らせるよう指導します。



⑥子どもの欲求にうったえる

「お腹すいていない？ お菓子をあげるよ。」「アンケートに答えてくれたら、このバッグをあげるよ。」「かわいい服を買ってあげるからついておいで。」「アイドルデビューさせてあげるから、あっちで写真撮影をしよう。」「レアカードをあげるから一緒に来て。」「このゲームと交換して欲しいものがあるんだ。」など、子どもの欲求にうったえるものをあげて誘う。

- ➔ 「知らない人から、ものを貰ってはいけない。」という指導は、かなり定着しています。しかし、「アンケートのお礼」など、大人の仕事に協力した対価と考えるような、巧みな手段もあります。お腹がすいている時間にお菓子をあげるという誘惑、交換カードをたくさん持っている子どもに対しての「レアカード」をあげるという誘惑、かわいい服を着ている子どもへのファッションや芸能界の誘惑など、子どもの心に迷いが生じることもありえます。

知らない人からものを貰わない、誘いに乗らない、親に無断で自分のものを交換したりあげたりしない、ということを、日ごろから家庭や地域でしっかり子どもに指導します。

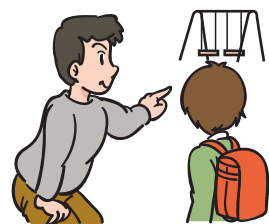


⑦わいせつ、不可解なことを言う

「ブランコに乗ってみせて。」「ランドセルかして。」「フィルムケースにつばを入れて。」「パンツ見せて。」「どのくらい重いか抱っこさせて。」などと声をかけてくる。

- ➔ こうした声をかけられた場合は、声かけに反応せず、その人の前から離れるように子どもに徹底させます。

また、こうした声かけは、必ず保護者に報告するよう指導します。保護者は、子どもの報告をしっかりと受け止め、警察に通報します。



③子どもにできる護身術の指導

規準 42a 子どもが自分自身で身を守るための方法を指導できる。

52a 地域住民による自主防犯意識の高揚を図ることができる。

ねらい： 42a ② 大きな声の出し方を指導できる。

42a ④ 子どもにできる基本的な護身術を指導できる。

42a ⑥ 危険人物から「逃げる」方法を具体的な根拠も含めて指導できる。

52a ① 地域の保護者に対する定期的な研修会や情報交換会を企画し実行できる。

①子どもにできる護身術

子どもに教えるべき護身術は、『逃げる』ことです。体力的に弱い子どもが、体格の勝る者や凶器を持つ者に勝てる見込みはありません。犯罪者に襲われそうになったとき、危険を感じたときは「逃げる」ということ、また、日頃から「危険に巻き込まれないよう行動する。」という意識付けを行い、「自分で自分を守る。」という安全意識を高めることが大切です。

子どもには「親切にしたい」という気持ちがあり、知らない人に声をかけられた際に、無視をしたり、「知りません」と言うことは失礼にあたると思う子どももいます。

仮に、その人物が危険のない人であったとしても、それは失礼にあたることではない、と教えることが大切です。

②具体的な逃げ方の指導

(1) 声をかけられた場合

人通りの少ない道、暗い場所など、危険な場所で声をかけられたら、相手をせずに通り過ぎます。しつこく話しかけてくる場合は「すみません、急いでいます。」「本当にいりません。」とはっきり断り、取り合わないことが大切です。

また、どうしても話をすることになってしまった場合は、近づきすぎないように距離を取り、常にその間隔を保つように指導します。→相手との距離の取り方

(2) 追いかけられたり、つけられた場合

後ろをつけられたり、追いかけられたときは、すぐに走って逃げるよう指導します。

また、大人のほうが子どもよりも速く走れ、歩幅も大きいことを教え、できるだけ早く、そ

関連

背後から抱きつかれた場合の対応

しゃがんで逃げる—地面に手をつくように勢いよくしゃがみ、腕から抜ける。その後走って逃げる。(相手をひるませることができる)

手を組んでしゃがむ—両手を組んで思いきりしゃがみこみ、腕から抜ける。その後走って逃げる。(手首をつかまれないように両手を組みます)

の場所から一番近い家や商店、会社など、大人がいる場所に逃げこむように指導します。

車で追いかけられた場合は、車の進行方向と反対に逃げます。車は正面に進むよりバックするほうが難しいため、つかまりにくくなります。

(3) つかまれそうになったとき

つかまれそうになったとき、体に触れられそうになったときは、大声で助けを求め、防犯ブザーを持っていたら、迷わず鳴らすよう指導します。

つかまれてしまった場合は、腕をふりまわしたり、大声で叫んだり、地面に寝そべりジタバタしたりして、犯人をひるませ、逃げるスキを作るよう指導します。ただし、抵抗したために暴力をふるわれてしまう危険性もあるので、まず第1に「逃げる」ことを強調し、指導することが大切です。

(4) 車に連れ込まれそうになった場合

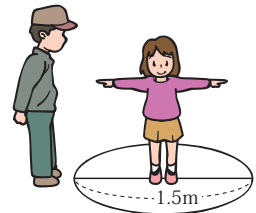
車に乗せられてしまうと、逃げる機会が減るので、最後まで声を出し、逃げるスキを狙い抵抗します。乗せられそうになったら、帽子、くつ、かばんなど自分の持ち物を落とすよう覚えさせます。周囲に事態に気付いてもらう可能性を高めるとともに、子どもを捜す際の手がかりとなります。

③相手との距離の取り方

知らない人に話かけられたとき、相手との距離をとることも、子どもにできる護身術の1つです。これは、相手につかまれそうになったとき、殴られそうになったとき、とっさに逃げることでできる距離を保つということです。

指導の方法としては、知らない人を自分の周囲 1.5メートル以内に入れないという「1.5メートルサークル」というものがあります。目安として、子どもが両手を広げ、両足を軸にし一周した位が範囲となります。

子どもが自身の体を使って実際に体験することにより、距離感がつかみやすく、また自分の周囲 1.5メートルに見えないバリア（壁）をめぐるせいで伝えることで、イメージがしやすくなります。低学年の子どもの場合、手を広げても 1.5m に満たない場合があるため、指導の際、体を横に動かすようにして感覚を掴ませることが必要です。



また、実際に大人と対面し、距離感をつかんでおくことも大切です。家庭で保護者と一緒に行ったり、地域や学校での防犯教室を通して子どもに体験させることが大切です。

関連

車に乗せられたり、家に連れ込まれた場合の対応

車に乗せられたり、部屋に連れ込まれた場合は、助けを求めても周囲に気がついてもらえる可能性は高いとはいえません。スキを狙って逃げることも考えられますが、抵抗することでかえって犯人を刺激してしまう場合があるため、おとなしく助けがくるまで待つほうがよいでしょう。日頃から家庭において、「なにかあったときは必ず助けに行く。」こと、「絶対に諦めないで助けを待つ。」ことを約束をしておきます。

④大きな声の出し方の指導

危険を感じたときは、「叫んで逃げる。」ことを、指導されている子どもたちですが、実際にその場になると声が出ないことも考えられます。頭で理解しているだけでなく、実際に声を出す練習をして、危険にさらされる可能性もあることを心づもりをさせておくことが大切です。

現代の子どもたちは、住宅事情などから、家の中や公園で大声を出すことに慣れていないこともあるでしょう。各自、家庭で練習してもよいのですが、それが「練習である。」ということを知りに知らせるのが難しかったり、公園などで練習すると、本当に助けを求めて叫んでいると間違われたりする可能性もあります。周囲に誤解されないよう練習することが大切です。

自分がどの程度の大声を出せるのかを認識させるために、「大声練習会」や、「大声大会」などを地域や学校で開催し、自分の大きな声に慣れさせることや発声方法を工夫することが求められます。

また、このような場を設けることにより、保護者や住民の安全への意識の向上も望めます。

(1) 大声の出し方

「助けて！」と叫ぶ

本当に助けを求めていることを周囲にわかってもらうためには、「キャー」ではなく、「助けて！」と叫ぶ、また、周囲にいる人に対し、「おばさん、助けて！」と指定するほうが、周囲の人がなにをすべきか、わかりやすくなります。

走って逃げる間も叫び続ける

犯罪者がまわりに気を取られ、ひるんだり、犯行をあきらめさせたりすることができます。

「ウォー」と叫ぶ

お腹の底から声を出すために、「ウォー」と叫びながら逃げます。

(2) 家庭で大声を出す練習する場合

締め切った部屋の中で練習する…家庭内で練習する場合は、締め切った部屋の中で、周囲に声がかもれにくい部屋を選んで練習します。

走っている車の中…車の窓ガラスをしっかりと閉めて、走っている車の中で大声を出す練習をすれば、周囲を気にせずに練習ができます。

⑤護身術を教える機会

子どもの安全は、子どもたちも含め、保護者、教員、そして子どもの育成に関する地域の人々など、皆が意識を持つことでより安全性が高まります。そのきっかけとして、「安全集会」などの中で、護身術講習、大声練習、防犯ブザーチェックなどの安全に関するイベントを開催することも考えられます。

こうした機会を設けることで、子どもの安全や地域社会のために協力し、行動している人が大勢いることを子どもたちに伝えるきっかけになります。また、大勢で楽しく実施することで、自分たちの暮らす地域が、皆の安全を目指す明るい地域だと認識でき、閉塞感を感じさせることなく実施できます。

また、各警察署や自治体で実施している「出前講座」などの活用も考えられます。実施の有無、内容については、各警察署の担当課、自治体に直接問い合わせ、確認します。各種格闘技の道場などでも、護身術の講習を行っている場合もあります。

⑥護身術を教える機会の例

(1) 入学説明会

子どもの安全について、保護者の意識を高めることは、最も重要といえますが、家庭によって認識がバラバラなのも実情です。

保護者への指導は、ほぼ全ての保護者が集う、小学校や幼稚園の入学説明会、または、入学式の当日が最適です。安全指導や地域の防犯活動団体の紹介など、幼稚園、学校、警察などと連携し、実施します。

(2) 親子やクラスでのレクリエーション

学級単位や学年単位で行う、親子レクリエーションやクラスレクリエーションは、学期末に行われることが多く、これは担任と保護者との間で、開催日や内容が決めます。

主に授業時間中に行われるので、この際に安全に関する講習やイベントを行えば、クラス全体の安全意識の向上につなげることができます。PTA や学校に開催を促し、必要に応じて講師の派遣や警察の協力、自治体の出前講座などの利用を勧めます。

(3) 子ども会・町内会の行事

子ども会や町内会の行事の中に、護身術や大声練習などを組み込むことにより、さらに多くの人々の安全への関心を高めることができます。町内会や子ども会、子ども会育成会などとの密な連携は、地域全体の安全性を高めることにもつながります。

関連

保護者との情報交換の機会

防犯講習会など、保護者が集まる機会を使って、情報交換会や連絡会議を開催します。地域、学校、保護者がお互いに情報を共有することで、地域の実情を把握する手がかりになります。

また、日常の活動や研修会などに参加することのできない保護者には、学校からの便りや広報誌を通じ、地域の情報や子どもの安全に関する情報を伝えることが必要です。

参考ホームページ

警察での防犯教室の事例

鹿児島県警「防犯教室の開催について」

<http://www.pref.kagoshima.jp/police/kodomonoanzen/jyoseinoanzentaisaku/bouhan.html>

④不審者に狙われないための方法

規準 42b 校外での安全管理の取り組みについて問題点を把握し、その改善策を企画・実行できる。

ねらい：□□ 42b③ 不審者に狙われにくい方法を指導できる。

「不審者に狙われにくい方法」は、換言すれば「犯罪に遭わないためのルール」です。犯罪に遭わないためには、

1. 危ない場所（犯罪が起こりやすい場所）には行かない。
2. 一人で行動しない。
3. 一人で行動をする際は、周囲を警戒する。

の3つを子どもたちに指導し、体得させることが基本です。

これから子どもに悪さをしようとしている人は、まず、一人でいる子どもを狙います。複数でいたとしても、鍵を首からぶら下げている子（一人で留守番をしようとする子ども）、公園でもゲームや漫画、携帯電話などに集中している子（周囲に対し、注意が向いていない子ども）、目的意識がなさそうにふらふら歩いている子ども（誘引などに応じそうな子ども）などがターゲットになりやすい傾向があり、その子どもが一人になるのを待っている可能性もあります。

子どもたちには、3つの基本ルールを覚えさせるとともに、日常の行動における注意点を指導することが大切です。また、家庭や学校でも子どもたちへの指導の内容について理解をしておく必要があります。



①日常的に行う防犯指導内容

(1) 行き先を伝える…外出するときは、行き先を家族に伝えるよう指導します。行き先を伝える習慣をつけることで、子どもの行動を把握しやすくなります。

(2) 帰宅時間を守る…帰宅時間の約束を守るよう指導します。

(3) 目立つところに名前を書かない…持ち物に記名する場合は、カバンの内側など、目立たないところに記名します。子どもは、自分の名前を呼ばれると、知らない人でも気を許してしまうことがあります。

通学時には名札や記章をつけず、学校に入ってからつけるよう指導します。

(4) あいさつをする…ふだんから近所の人とあいさつし、顔見知りの関係を築くようにします。回覧板などを届ける際や町内行事に親子で一緒に行くことで、近所の人に親子で顔を知ってもらうことができ、地域であいさつがしやすくなります。

(5) 地域への関心を高める…自宅周辺の環境や地域の行事などを家族の話題にし、子どもに地域への関心をもたせることが必要です。

②鍵の携行に関する指導

(1) 他人に見られないように持ち歩く…留守番をしていることが他者にわからないように、鍵はカバンやポケットの中など周囲から見えないところに入れておきます。

(2) ドアを開けたらいつでも「ただいま！」と言う…帰宅した際に家に誰もいなくても「ただいま」と大きな声で言います。

また、家に入るときは周囲を確認するように指導します。

(3) 住所と鍵は一緒に持ち歩かない…万が一、鍵を落とした場合に家を知られないためには、鍵に付けたキーホルダーに住所などを記載しないようにします。

③留守番中

(1) 玄関の鍵とチェーンをかけ、窓の鍵を閉める…留守番中は玄関のカギだけでなく、窓の鍵も施錠をします。玄関はチェーンをかけることで、犯罪者に鍵が開けられた場合でも、侵入が困難になり、子どもが助けを呼ぶ時間を稼ぐことができます。

(2) 留守番中の電話…基本的に電話が鳴ってもとらないように指導をします。保護者や知り合いからの電話は、取り決めをつくっておくことが大切です。例えば、留守番中の保護者からの電話は、立て続けに"3回コール、切、2回コール、切、1回コール、切"と決め、4回目には応対してもよい、などと家族の中でルールを持つことも有効です。

(3) チャイム…留守番中に来客があった場合、ドアを開けたり、返事をしたりするなどの対応をしないようにします。ドアモニターで対応してしまった場合も、「お母さんは今、手が離せないのので後できてください」、など、家の人がないことを教えないように指導します。

また、知らない人でも、制服を着用している人がモニターに写っていると信頼してしまいがちです。留守番中は、生活音を出す工夫も有効です。居留守を使って静かにしていると、侵入される危険もあります。しっかりとした対応が出来る年齢になるまで、一人で留守番は避けたほうが望ましいと言えます。

④エレベーターの乗り方の指導

(1) エレベーターは、まわりがよく見える位置で待つ…エレベーターのほうを向いて、通路や玄関ホール側に背中を完全に向けると、背後から抱きつかれるなどの危険性があります。

(2) 一人で乗らない…自宅のある階まで一人とは限らず、途中で乗ってきた人に危険を感じたら、その階で降りるよう指導します。

(3) ボタンの真正面に位置どり、壁に背をつける…背後から抱きつかれたりしないよう、背中は壁につけて立ちます。その位置に誰かがいる場合は、そのエレベーターには乗らないようにします。

(4) 非常ボタン…エレベーター内で身の危険を感じたら、次の階で降ります。また、非常ボタンを押すように指導します。非常ボタンの位置は、親子で乗るときに必ず確認しておきます。

(5) 監視カメラ…監視カメラがある位置を子どもに教えておきます。エレベーターに乗る際は、監視カメラに自分が写る位置に乗るように指導します。

⑤オートロックの玄関

オートロックの玄関で、子どもが中に入ろうとしたときに、知らない人が入ってきた場合、しばらくその場を離れて待つことが大切です。離れた際に、助けを求められる場所を、あらかじめ親子で確認しておきます。

⑤ 喫煙、飲酒、ドラッグなどの危険性についての指導

規準 44a 非行防止に関する取り組みについて理解している。

ねらい：□□ 44a② 喫煙、飲酒、ドラッグなどの危険性について具体的に指導できる。

発達段階である子どもによる喫煙・飲酒は、大人に比べ健康への影響を受けやすく、たとえ短期間であっても、依存症や健康被害のリスクを高め、心身の健全な成長の妨げとなります。たばこやアルコールの及ぼす被害について、子どもたちに正しい知識を持たせるために、早い段階から学校・家庭において喫煙・飲酒に関する教育を行うことが大切です。

① 喫煙の危険性

子どもの喫煙や受動喫煙は、大人に比べ、健康への影響が大きく現れると言われており、子どもの身体はたばこの煙に含まれる有害物質によって多岐にわたる重大なダメージを負います。特に喘息への影響は大きく、深刻な症状を招くことが知られています。

また、早期に喫煙をはじめると、重いニコチン依存症に陥りやすくなります。その結果、たばこをやめることが困難となり、成人後に喫煙をはじめた人に比べ、がんや心筋梗塞の発症率を高めることとなります。

② 飲酒の危険性

発達段階にある子どもの飲酒は、アルコールの代謝に時間がかかるため、急性アルコール中毒を引き起こす確率が高く、身体への悪影響を受けやすくなります。アルコールによって性ホルモンのバランスが崩れ、二次性徴が遅れたり、脳の神経細胞を破壊し、集中力・記憶力を低下させる危険があります。

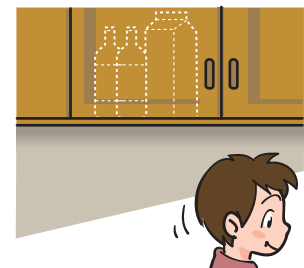
また、未成年時から飲酒を覚えると、次第に飲酒量が増え、依存症になりやすくなり、将来的にすい臓障害や肝臓障害などの発症率を高めます。

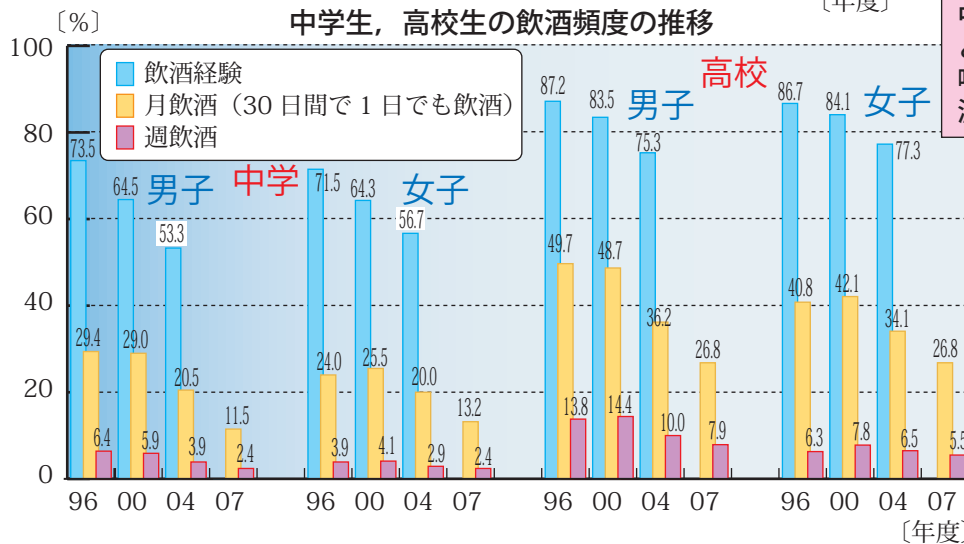
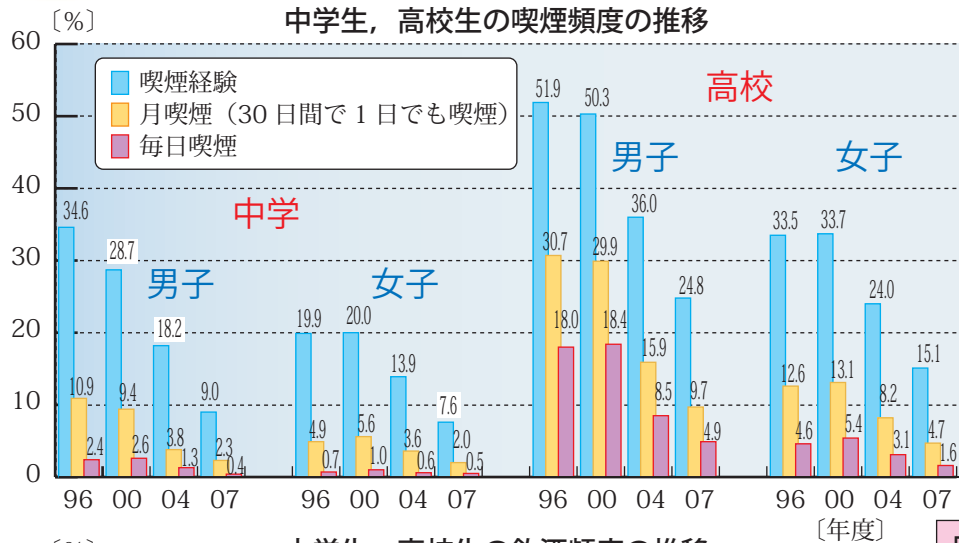
(1) 子どもへの指導

子どもたちにとって、日常的に大人が飲酒・喫煙をしている場面を目にする機会も多く、あまり抵抗感を持たず、興味から飲酒・喫煙を行うことがあります。「勧められても断る。」ことを子どもに伝えるとともに「未成年の飲酒・喫煙は法律で禁止されている」こと、飲酒・喫煙を行うことのリスクを教え、学校教育、家庭教育、地域での啓発を通して指導していく必要があります。

(2) 家庭での注意点

家庭ではお酒、たばこは子どもの手が届かない場所に保管し、管理することが大切です。特にアルコール類は清涼飲料水と見分けがつきにくいデザインのものがあり、子どもが誤って飲んでしまうこともあります。ふだんからアルコールと清涼飲料水は分けて保管し、子どもに飲んではいけないことを教えます。





中学・高校を対象とした調査では、喫煙・飲酒ともに減少の傾向にある。

〔出典〕平成19年度厚生労働科学研究費補助金「未成年者の喫煙・飲酒状況に関する実態調査研究」調査名「2007年度お酒とタバコについての全国調査」



法律で禁じられている子どもの喫煙・飲酒

未成年者喫煙禁止法と未成年者飲酒禁止法では、未成年者による喫煙・飲酒，未成年者に対してたばこ・酒類を販売すること，また未成年者の飲酒や喫煙を知らながら保護者がそれを止めないことを禁止しています。

業者が未成年者にタバコや酒を販売した場合

(未成年者喫煙禁止法5条，未成年者飲酒禁止法3条) <時効3年>

満20歳未満の客が，自分のために酒やタバコを買っていることを知らながら，販売すること。

刑罰：販売した業者に対し50万円以下の罰金※[両罰規定あり]，法人に50万円以下の罰金。

保護者が未成年者に飲酒・喫煙をさせている場合

(未成年者喫煙禁止法3条，未成年者飲酒禁止法3条) <時効1年>

満20歳未満の子どもが飲酒や喫煙をしていることを，保護者(親権者・監護権者・後見人など)が知っていながら，それを止めないこと。

刑罰：保護者に対し，科料として1000円～9999円の強制徴収。

③ドラッグの危険性

子どもたちとドラッグとの距離は年々縮まっています。インターネットを通じて簡単に情報を手に入れることができ、以前に比べ、子どもたちの身近な所にドラッグが接近し、入り込んでいるのが実情です。

ドラッグの乱用は依存症を引き起こすとともに脳へダメージを与え、精神や身体の障害を発症します。脳が受けたダメージは回復することはなく、一生にわたり障害を負い続けることとなります。また、薬物乱用の恐ろしさは、乱用者自身の精神や身体上の問題にとどまりません。家庭や周囲の人間関係の崩壊、さらには、殺人、放火など、重大な犯罪を引き起こす要因となり、社会問題に進行しかねません。薬物に対して正しい知識を持ち、子どもが薬物に手を出さないよう、また、気づかぬうちに使用しないよう指導・啓発することが周囲の大人たちの責務です。

(1) 子どもへの指導

イライラがとれる、眠気が消えて頭がさえる、痩せられるなど、薬物を勧める人物は様々な言葉で子どもの興味を引き、誘引します。見知らぬ人からの誘いだけでなく、友人や知り合いからこうした誘いがあった場合でもハッキリと断り、手を出さないよう指導をします。

また、ドラッグの中には、お菓子のようなものや、一見してそれだとはわからないものがあり、気がつかないうちに使用してしまうケースがあります。見知らぬ人からもらったキャンディ、飲み物、ガムなどは口にしないよう指導します。知り合いからもらった場合でも、見慣れない薬のようなものであったり、味が変だと思ったりしたら、その場で食べず家に持ち帰り、親に報告するように指導をします。

(2) 家庭での注意点

覚せい剤、大麻、コカイン、ヘロイン、MDMA、有機溶剤（シンナー）、マジックマッシュルームといったいわゆるドラッグの他、一般家庭にもある、鎮静剤、催眠剤、精神安定剤、抗不安剤などの向精神剤や鎮痛剤、ブタン（卓上コンロのカセットガス）なども、乱用すれば麻薬を摂取していることと同じになります。薬物依存の恐ろしさを教育すると同時に、各家庭においても処方薬などはしっかりと管理します。

(3) 飲酒・喫煙・ドラッグの予防教育の必要性

飲酒・喫煙・ドラッグに関して、小学校の中学年から高学年を目安に、予防教育を実施することが大切です。小学校学習指導要領の保健領域においても、喫煙、飲酒、薬物乱用が健康に与える影響や、それらが健康を損なう原因となることを理解させることが明記されています。

中学生になると、行動範囲や交友関係が広がり、飲酒・喫煙・ドラッグもより身近なものとなってきます。子どもたちには、早い段階から、違法性、危険性について指導を行い、正しい知識を持たせることが必要です。

関連

小学生の薬物使用事例

小学生が薬物を使用するといった事件の事例は多くありません。しかし、中学、高等学校と進むにつれ行動の範囲や交遊関係が広がり、そうした危険に巻き込まれる可能性も高くなります。薬物に関して身近にある問題ととらえ、その危険性、違法性について、小学生のうちから指導していくことが大切です。

〔事例〕 無職少年（16）は、イラン人密売人から覚せい剤を入手し、遊び仲間の小学生（12）、中学生（14）、中学生（15）の3人と乱用した。2月に覚せい剤を所持していた無職少年を逮捕し、さらに3月に覚せい剤を使用した小学生ら3人を補導した（千葉）

（出典：平成9年度 警察白書より）

関連

薬物への誘引

薬物を勧める人物は、様々な言葉を使って、薬物の使用を促します。

薬物乱用への甘い誘い

- やせられるよ！
- クスリでちょっと遊ぼうよ
- 面白いクスリがあるんだけど
- イライラがとれてすっきりするよ
- 肌がきれいになるよ
- 眠気がとれて、勉強ができるよ
- とりあえず、預かってよ
- ちょっとだけ、ためしてみない
- みんなやってるよ（やってないのはきみだけ）
- ただの栄養剤だよ
- 最高の気分が味わえるよ
- 1回だけなら平気さ
- お金はこの次でいいよ

（出典：「薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」子どもを達を薬物乱用から守るために」厚生労働省 財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター）



ビデオ教材（ビデオ→子どもへの安全指導）

ビデオを見て、子どもへの安全指導についてポイントをまとめてみましょう。

⑥ 犯罪が起こりやすい場所・地域安全マップ

① 犯罪が起こりやすい場所

犯罪が起こりやすい場所は、誰でも入りやすく、誰からも見えにくい場所です。

(1) **入りやすい場所**…「誰でも入ることができる場所」であり、入口の多い公園や管理されていない空き地など、侵入が容易なところや、ショッピングセンター、お祭り会場など不特定多数の人が集まる空間です。

(2) **見えにくい場所**…高い塀のある駐車場や生け垣のある路上のように、周囲の視線がさえぎられ、物理的に「見えにくい場所」、落書きや不法投棄ゴミなどがある場所のように、周囲の関心がない、心理的に「見えにくい場所」があります。

しかし、その地域の特性、季節、時間帯によって「犯罪が起こりやすい場所」は変化します。「何丁目何番地が危険な場所」と覚えるのではなく、「入りやすい・見えにくい」を基準に判断することが大切です。また、地域の防犯意識を知る基準としては、ゴミが散乱していないか、看板や電信柱などに落書きはないか、掲示物などがきちんと管理されているか、等に注目します。

▼ 犯罪が起こりやすい場所と注意点

【駅・繁華街周辺】

昼間は活気があり、人通りの絶えないオフィスや店舗も、夜になると、シャッターが閉まり、人氣が少なくなります。また、駐輪・駐車場、地下横断通路なども、時間によって人通りの差が激しい場所です。また、放置自転車やゴミが多い場合、周囲の関心が低い場所と考えられます。

高架下の公園・空き地・駐輪場・通路	周囲からの視線が届きにくく、不特定多数の人々が入りする。
ビルの中の路地	連れ込まれると周囲から見えない。
地下通路・地下道	通りから見えにくく、犯罪者が潜んだり犯行を起こしやすい。
商店街	商店閉店後の夜間は暗く、人氣もなくなる。
空き店舗の多い商店街	人通りも少なく活気もなくなると、心理的に人々の目もいかなくなる。

【大型店舗・スーパーなど】

多くの人が集まるため、店舗内、店舗周辺ともに心理的な死角が生まれやすい。

駐車場	誰でも入ることができ、大勢の人々がいても関心や視線は、他人には行かない、見えにくい場所となる。
ゲームコーナーやフードコートの席、トイレ	不特定多数の人が利用するため、心理的な死角が生まれやすい。

【住宅街や郊外】	
管理されていない空き地や公園，周囲から視線の届きにくい道などに注意する必要があります。	
高い塀に囲まれた，駐車場や空き地	周囲から中の様子を見るができない。
狭い路地，裏通り，生活道路	通り抜けられる路地は，誰でも入りやすく，迷路のようにカーブが多いと，周りから見えにくい。
ガードレールのない道，歩道と車道の区別がつかない道	車が子どもに近づきやすいので入りやすい，境界のあいまいさは心理的にも入りやすい。
落書き，ゴミが目立つ通りや空き地，公園	地域の人々がその場所に無関心なことを現し，心理的に見えにくいこととなる。
路上駐車車両，工事車両	その車両があるそのときだけ，周囲の視線をさえぎり，見えにくい場所になってしまう。
〔夜道〕街灯が少ない道	暗い場所は周りから見えにくい。
〔郊外〕見渡しのよい田んぼ道	見渡しがよくても，周囲に家や商店がないと見えにくい場所となる。
〔郊外〕トンネル，アンダーパス	中に入ると周りから見えない，通行車両から歩行者が見えにくい，助けを求めても車の騒音で誰にも聞こえない。

【マンション・集合住宅】	
集合住宅では，エレベーター，ゴミ集積場，踊り場，屋上など，共用空間は，犯罪を起こそうとする人にとって，入りやすく，周りから見えにくい場所となります。また，高層階に行くにしたがって，人目が届きにくい傾向にあります。	
マンション・高層住宅の廊下・エレベーターホール	多くの住民が住んでおり，面識がないケースも多く，誰でも入りやすく，いったん中に入ると周りから見えにくい。
エレベーター	密室になり，何かあっても逃げ場がない。
マンション共有部分，駐輪場，非常階段など	無人の空間で周囲から中は見えにくい。駐輪場は，建物の陰に設置されることが多く，外から見えにくい。
マンション・高層住宅側面部分に面した公園	植栽や遊具により，周りから見えにくい。

【公園】	
子どもたちの遊び場となる公園ですが，公園内の設備や周辺の環境によっては死角の生まれやすい場所になります。	
出入口がはっきりしていない，または多数ある公園	どこからでも入りやすく，逃げやすい。
公園を囲む生け垣や高い植栽，築山や遊具	周囲から公園内への視線を遮ってしまう。
物置や植え込み	死角を作りやすい。
大きな駐車場がある公園	どのような人でも駐車することができるので，誰でも入りやすい。
路上駐車が多い公園	公園の周りに駐車する車両のために，周囲から公園内が見えにくい。

②地域安全マップ

地域安全マップは、子どもと大人が一緒にまちを歩き、危険な場所に関する情報を収集して、その場所の安全対策を話し合いながら、一枚の地図にまとめていく取り組みです。作業を通じ、子どもが犯罪被害を回避する力をつけるとともに、暮らしている地域に関心を持ち、危険な場所だけでなく、地域の安全な場所やよいところを見つけることが目的です。また、大人と子どもが一緒に行う安全マップづくりは、地域と子どもとの交流の機会をつくる取り組みといえます。

マップづくりで見つけた「犯罪が起こりやすそうな場所」の環境を改善し、住民の目の行き届いた地域だとわかるようにすれば、犯罪者は近寄りにくくなります。塀や他人の家の垣根など、簡単に改善できないものもありますが、その場所を「入りやすい見えにくい危険な場所」と認識し、注意を向けることで、見えやすい安全な場所に変えることができます。

地域安全マップづくりは学校や地域や保護者など大勢の人が関わる必要があります。多くの人が関わることにより、地域の危険な場所、犯罪が起こりやすい場所に、多くの視線が行き届きます。

例えば、小学校の総合的な学習の時間において、地域安全マップづくりを指導する際は、地域の自主防犯ボランティア団体、町内会、保護者などに協力してもらいます。子どもたちと共に学習し、マップづくりのサポーターとなってもらうことは、地域の安全性を高める上で非常に効果的です。

③地域安全マップを使った総合学習の事例－京都市立藤城小学校藤城安全キッズ

京都市立藤城小学校では、4年生が総合学習の時間を通して地域安全マップ作りを行いました。子どもたちの行った地域調査やマップ作りでは、地域のボランティアが指導を行い、学校と地域が連携しながら学習が進められました。

また、最終的な学習の成果として、防犯のポイントや地域での安全に対する取り組み、作成したマップをパンフレットにまとめました。作成したパンフレットは全校児童、地域へ配布が行われ、子どもたちから地域へ安全に対する呼び掛けが行われました。

▼作成したパンフレット



関連

地域安全マップづくりをしよう！～指導者がいなくてもチャレンジ・地域安全マップ1・2・3～

<http://blog.canpan.info/explorer/archive/413>

ひろしま地域活動支援サイト

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/anzen/index.html>

正しい地域安全マップの見本／日本財団公益図書館蔵

http://npil.canpan.info/report_detail.html?report_id=350